

# 愛銀アプリご利用規定

2023年4月17日現在

本利用規定（以下「本規定」といいます）は、「愛銀アプリ」（以下「本アプリ」といいます）のご利用条件等を定めるものです。本規定および愛銀Aiダイレクトご利用規定（以下「IB規定」といいます）、無通帳口座「スマート通帳口座」に関する特約をはじめとする各種規定（以下、「関連規定」といいます）等の内容を十分に理解・同意したうえでお客さまご自身の責任においてご利用ください。

## 第1条 サービスの内容

### 1. 愛銀アプリとは

「愛銀アプリ」サービス（以下、「本サービス」といいます）とは、契約者（以下、「お客さま」といいます）のインターネットへの接続および閲覧が可能な端末（以下、「スマートフォン等」といいます）にダウンロードされた、当行が提供するスマートフォンアプリケーションである「本アプリ」を使用することによってご利用いただける次項以降に定めるサービスおよび愛銀Aiダイレクト（以下、「IB」といいます）の各種サービス（ただし、当行の判断によりそのサービスの利用を全部または一部制限する場合があります。以下「IBサービス」といいます）をいいます。

### 2. 口座照会

本アプリに登録した預金口座の残高や、当行が定める一定期間の入出金明細を照会することができます。

### 3. 口座追加・削除

本アプリで利用する口座の追加および削除ができます。IB規定第6条「取引の依頼」の内容を適用します。

### 4. スマート通帳

当行所定の手続きでご登録いただいた口座の入出金明細を保存、表示およびファイル出力することができます。また、前日以前の入出金明細に、任意に入力する文字等をメモ登録することができます。

### 5. 振込・振替

本アプリに登録した普通預金口座等から振込や振替ができます。IB規定第7条「振込・振替取引」の内容を適用します。

### 6. 税金・各種料金の払込み

「Pay-easy（ペイジー）」にて税金・各種料金の払込みができます。IB規定第15条「料金・各種料金の払込み『Pay-easy（ペイジー）』」の内容を適用します。

### 7. ワンタイムパスワード

IBサービスで利用するワンタイムパスワードを表示することができます。IB規定第17条「ワンタイムパスワード」の内容を適用します。

### 8. IBへの自動ログオン

本アプリからIBの各種取引画面へ遷移する際に、IBのログオン操作を省略します。

### 9. プッシュ通知による情報配信

お客さまのスマートフォン等の画面へ当行の商品・サービスに関するキャンペーンやセミナーなどの情報を配信することがあります。配信を希望されない場合は、お客さまご自身でお知らせ受信の設定をオフにしてください。

### 10. 住所およびお客さま情報等変更・届出

住所およびお客さま情報等変更・届出とは、お客さまの依頼に基づき、代表口座取引店への届出住所を変更することや、お客さま情報等に関する届出ができるサービスをいいます。IB規定第13条「住所およびお客さま情報等変更・届出」の内容を適用します。

#### 11. 諸届受付

諸届受付とは、お客さまの依頼に基づき、お客さまの指定する普通預金口座または貯蓄預金口座について、通帳、キャッシュカードの紛失届や発見届の受付、および紛失物件のうち、通帳、キャッシュカードについて、再発行の申込みを受付するサービスをいいます。再発行の申込みには、当行所定の手数料がかかります。IB規定第14条「諸届受付」の内容を適用します。

#### 12. 愛銀ポイントサービスのポイント照会

愛銀ポイントサービスにおけるお客さまのポイント数およびステージ情報を照会することができます。「愛銀ポイントサービスご利用規定」が適用されます。

#### 13. 口座開設

当行に口座をお持ちでない場合、本アプリから総合口座の開設申込みができます。開設された口座を本アプリに

登録することで、各種サービスをご利用いただけます。

## 第2条 規定への同意

本規定および IB 規定にご同意いただけないお客さまは、本サービスの利用ならびに本アプリのダウンロードもできません。

## 第3条 ご利用条件

お客さまは、本規定および IB 規定にご同意いただいたうえで、以下の条件を全て充足する場合に限り、本サービスを利用することができるものとします。

1. 本サービスは、当行にキャッシュカードが発行されている普通預金口座をお持ちの個人のお客さまが対象です。法人、任意団体および自営業者等のお客さまはご利用いただけません。
2. 本サービスを利用できるスマートフォン等は、当行所定の機種に限ります。また、本サービスのご利用は、日本国内に限ります。本サービスのご利用に際して使用できる機種は、当行ホームページでご確認ください。
3. あらかじめ本アプリをお客さまのスマートフォン等において利用できる状態にしてください。
4. 本サービスの利用日、利用時間は当行が定めるものとし、変更することがあります。なお、利用時間内であってもシステムメンテナンスなどにより本サービスをご利用いただけない場合がありますので、当行ホームページ等で確認してください。
5. 一部のサービスでは、お客さまのご年齢によるご利用制限を設けている場合がございます。詳しくは当行ホームページ等で確認してください。

## 第4条 利用登録および登録情報変更

1. お客さまは、本サービスをご利用になる際に、あらかじめお客さまがご利用されるスマートフォン等にて、メールアドレス、普通預金口座の店番・口座番号、キャッシュカードの暗証番号等、画面に指定する項目を入力の上、アプリ暗証番号等を本アプリに登録してください。また、届け出と異なるキャッシュカード暗証番号の入力が当行所定の回数以上連続して行われた場合、その時点で当行は本サービスの利用登録手続き等を停止します。利用登録手続き等を再開するには、当行所定の方法により届け出てください。
2. お客さまが IB サービスをご利用されていない場合、前項の登録は、IB サービスの利用申込を兼ねるものとします。ただし、IB 規定第2条第1項「パスワード等の設定」および第2項「追加認証の設定」に定める事項について、お客さまは別途登録を行うものとします。
3. 本サービスのご利用は、原則、スマートフォン等1端末につきお客さまお一人となります。また、ご利用いただける口座はお客さまご本人名義（代表口座店の同一住所・同一名義）の口座に限り、当行所定の数までとなります。
4. 利用登録時に入力した情報に変更があった場合は、速やかに本アプリ画面から登録情報を変更するものとします。
5. 当行がお客さまについて IB サービスの利用を認めなかった場合、お客さまは、本サービスの全部または一部についてこれを利用することができません。
6. お客さまの IB サービスの代表口座を本サービスの代表口座とし、代表口座を変更することはできません。

## 第5条 本人確認

1. 本アプリを起動時は、アプリ暗証番号により本人確認を行います。生体認証機能（お客さまがご自身の端末に登録されている生体情報を利用する方法をいいます）を利用するとアプリ暗証番号の入力を省略することができます。ただし、生体認証のご利用は、当行所定の機能を備えるスマートフォン等に限ります。生体認証で利用するお客さまの生体情報は、当行では取得・保存しません。
2. アプリ暗証番号は、本サービスの画面上で随時変更することができます。また、アプリ暗証番号を失念した場合は、本サービスの画面上で新たなアプリ暗証番号を届け出てください。
3. 届け出と異なるアプリ暗証番号の入力が当行所定の回数以上連続して行われた場合、その時点で当行は本サービスのご利用を停止します。本サービスのご利用を再開するには、本サービスの画面上で新たなアプリ暗証番号を届け出てください。
4. アプリ暗証番号等（以下、「パスワード等」といいます）の漏洩、またはスマートフォン等の本サービス利用のための機器の紛失・盗難があった場合は、ただちに当行に届け出てください。
5. 本サービスご利用時における本人確認は、お客さまのスマートフォン等から当行に送信していただくパスワード等を当行が照合するなど、当行所定の方法により行います。

## 第6条 パスワード等の管理

お客さまは、お客さまのスマートフォン等が第三者の手に渡り、パスワード等が知られた場合には、当該第三者により本サービスが不正利用されることによりお客さまの情報が外部に漏れたり、お客さまに損害が発生したりする可能性があることを十分認識した上で、お客さまの責任においてスマートフォン等およびパスワード等を厳重に管理し、これらを第三者に貸与または開示してはならないものとします。

## 第7条 スマートフォン等の管理

1. お客さまは、本アプリをインストールしたスマートフォン等が第三者の手に渡らないように厳重に管理するものとし、紛失・盗難に遭わないよう十分注意するものとします。
2. お客さまは、本アプリをインストールしたスマートフォン等のセキュリティ対策を行ってください。不正なアプリや不審な web サイトの閲覧でウイルス感染や不正プログラムがインストールされる可能性があります。セキュリティ対策ソフトを導入するなど、セキュリティ対策をおすすめします。

## 第8条 スマート通帳

1. お客さまは、当行所定の方法によって無通帳口座「スマート通帳口座」を申し込むことにより、本アプリのスマート通帳機能を利用することができます。無通帳口座「スマート通帳口座」（以下「本口座」といいます）では、通帳は発行されず、原則として店頭窓口でのお取引はできません。ただし、当行が認めた場合は次の取引等が行えるものとします。
  - (1) 預金の受入れ  
当行所定の入金票に口座番号、氏名、入金金額を記入のうえ、本口座のキャッシュカードを店頭窓口にて提示するものとします。ご提示がない場合、当行所定の振込手数料を申し受ける場合があります。なお、本口座では原則として、手形、小切手、配当金領収証その他の証券類の受入は行いません。
  - (2) 預金の解約・払戻し等  
本口座の解約、普通預金の払出しまたは定期預金の解約をする場合は、当行所定の払戻請求書に口座番号、氏名、払戻し金額等を記入のうえ、本口座のキャッシュカードの提示およびテンキーパッドによる暗証番号一致またはお客さま本人を確認できる当行所定の書類の提示、もしくは届出印章の押印により本人確認するものとします。
  - (3) その他関連規定等により通帳の提出が必要な取引  
前各項の場合のほか、関連規定等により通帳の提出が必要な取引を行う場合は、当該関連規定に定める通帳に代えて、キャッシュカードの提示およびテンキーパッドによる暗証番号一致またはお客さま本人を確認できる当行所定の書類の提示、もしくは届出印章の押印により本人確認するものとします。
2. 紙の通帳からスマート通帳への切替
  - (1) お客さまは、当行所定の方法により、通帳をスマート通帳に切り替えいただくことができます。ただし、お客さまが当行所定の条件に該当する場合は、切替いただくことができません。
  - (2) 通帳をスマート通帳に切り替える場合、紙の通帳は切替時点でご利用いただけなくなります。
  - (3) 切替時点で通帳に記載されていない入出金の明細は通帳に記載できません。当該明細は、スマート通帳でご確認ください。
3. スマート通帳から紙の通帳への切替  
スマート通帳を紙の通帳に切り替える場合は、当行所定の書面に必要事項を記入のうえ、本口座のキャッシュカードの提示およびテンキーパッドによる暗証番号一致またはお客さま本人を確認できる当行所定の書類の提示、もしくは届出印章の押印により本人確認するものとします。

## 第9条 口座開設

1. 概要
  - (1) 開設口座（以下、「開設口座」といいます）は、通帳を発行せず、キャッシュカードのみを発行する総合口座です。
  - (2) 開設口座を本アプリに口座登録することで、各種サービスをご利用いただけます。
  - (3) 窓口で開設口座の預金払戻しを行う場合は、当行所定の書面に必要事項を記入のうえ、開設口座のキャッシュカードの提示およびテンキーパッドによる暗証番号一致またはお客さま本人を確認できる当行所定の書類の提示、もしくは届出印章の押印により本人確認するものとします。
  - (4) 上記以外の事項については、総合口座取引規定、普通預金規定、愛銀キャッシュカード規定、定期預金規定および無通帳口座「スマート通帳」口座に関する特約等の各種規定等にもとづいてお取り扱いいたします。

## 2. 利用条件

運転免許証等をお持ちで日本国内に居住する 15 歳以上 75 歳以下の個人のお客さまが、本アプリから申込みできます。ただし、次の各号に該当する方はお申込みいただけません。

- (1) 既に当行に総合口座または普通預金口座をお持ちの方
- (2) 運転免許証等の住所・氏名の変更手続きをされていない方
- (3) 運転免許証等の有効期限が切れている方
- (4) 運転免許証等の氏名にアルファベットが含まれる方
- (5) 日本国外に居住の方
- (6) 税務上の居住地が日本のみでない方
- (7) 外国政府等において重要な公的地位にある方またはあった方とご家族
- (8) 日本以外の国籍を有する方
- (9) その他当行所定の条件を満たさない方

## 3. 口座の利用開始

- (1) 開設口座は、当行より送付する口座番号をお知らせする電子メールをお客さまが受領したときより利用できます。キャッシュカードは、申込時の届出住所・氏名にあてて送付します。
- (2) 当行からお客さまへの連絡が相当期間とれない場合、口座開設後に入金相当期間されない場合、申込時に行った表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、その他当行が必要と認めた場合は、当行はお客さまに通知することなく、お取引の全部または一部の停止もしくは口座を解約できるものとします。

## 4. 印章の届け出

- (1) 開設口座の印章は、口座開設後に別途当行所定の方法により届け出ることができます。
- (2) 当行は、印章の届け出を受け付ける際には、キャッシュカードの提示およびテンキーパッドによる暗証番号一致またはお客さま本人を確認できる当行所定の書類の提示により本人確認するものとします。印章の届け出が完了するまでは、原則、印章の押印を要する当行所定の取引はできません。届け出前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

## 5. 通知

届け出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合、それらが住所変更等の事由によりお客さまに到達しなかったときは通常到達すべきときに到達したものとみなします。

## 第 10 条 サービス内容の追加・変更・中止

1. 本サービスに今後追加されるサービスについて、お客さまは新たな申込みなしでご利用できるものとします。ただし、当行が指定する一部のサービスについてはこの限りではありません。
2. 本サービスで実施しているサービスを中止する場合、当行はお客さまに事前に通知します。この中止によって生じた損害については責任を負いません。

## 第 11 条 サービスの終了

当行は、本サービスを終了することがあります。この場合、当行は本サービスの終了日を当行ホームページや本サービスに掲載する等により告知します。なお、本サービスの終了によって生じた損害について当行は一切の責任を負いません。

## 第 12 条 本サービスのご利用に際してのご注意

1. 本サービスの利用および本アプリのダウンロードには別途通信料がかかり、お客さまのご負担となります（バージョンアップの際や本アプリが正常に動作しないことにより再設定などで追加的に発生する通信料も含まれます）。
2. お客さまは、日本国政府および関連する外国政府の必要な許可を得ることなく本アプリを日本国から輸出してはなりません。
3. 本サービスを利用するためにお客さまがご利用になるスマートフォン等を変更される場合には、旧スマートフォン等から本アプリを必ず削除してください。また、スマートフォン等を処分される際も、当該スマートフォン等から本アプリを必ず削除してください。
4. 第三者の作成した類似アプリにご注意ください。パスワード等を抜き取る、あるいは操作によりウイルスに感染させる目的の悪意ある、本サービスと類似したアプリが公開されている可能性があります。これらのアプリを使用されると、お客さまのパスワード等やスマートフォン等の端末内の情報が漏洩する可能性があります。
5. 当行が本アプリの内容の全部または一部を変更または改良（以下、「バージョンアップ」といいます）した場合には、お客さまにおいて本アプリの再ダウンロードや再度利用登録が必要となる場合があります。また、お客さま

のスマートフォン等の設定その他のご利用環境によっては、バージョンアップ後の本アプリがご利用になれない場合があります。

6. スマートフォン等を盗難・紛失された場合には、お客さまが加入している通信事業者（キャリア）へ連絡し、回線停止のお手続きを行ってください。

### 第13条 免責事項等

#### 1. 本人確認

本規定第5条により本人確認手続きを経た後、本サービスの提供に応じたうえは、当行は利用者をお客さまとみなし、パスワード等に不正使用その他の事故があってもそのために生じた損害について、当行は責任を負いません。

#### 2. 本アプリの作動に係る不具合等

本サービスのご利用に関して、本アプリの作動に係る不具合（表示情報の誤謬・逸脱、取引依頼の不能、情報漏洩等）、スマートフォン等に与える影響およびお客さまが本アプリを正常に利用できないことにより被る不利益、その他一切の不利益について、当行に故意または重大な過失がある場合を除き、当行は一切その責任を負いません。

#### 3. 通信手段の障害等

次の各号の事由により、本サービスの取扱いに遅延、不能等があっても、これによって生じた損害について、当行は責任を負いません。

- (1) 当行または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、通信機器、回線およびコンピューターの障害または回線工事等のやむを得ない事由があった場合
- (2) 災害・事変、法令による制限、政府または裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由があった場合
- (3) 公衆電話回線の通信経路において、盗聴等がなされたことにより、お客さまの取引情報等が漏洩した場合
- (4) 当行以外の第三者の責に帰すべき事由があった場合

#### 4. 通信経路等

お客さまは本サービスのご利用に際し、移動体通信網、専用電話回線、インターネット等の通信経路の特性および本サービスで当行が講じる安全対策等について了承しているものとみなします。

#### 5. 通信環境

本サービスに使用する機器（以下、「取引機器」といいます）および通信媒体が正常に稼動する環境についてはお客さまの責任において確保してください。当行は、当契約により取引機器が正常に稼動することについて保証するものではありません。万一、取引機器が正常に稼動しなかったことにより取引が成立しない、または成立した場合、それにより生じた損害について当行は責任を負いません。

#### 6. 印章の取扱い

お客さまが届け出た書面等に使用された印影を、当行が届け出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて取り扱った場合は、印章またはそれらの書面に付き、偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。

### 第14条 解約等

#### 1. 都合解約

本サービスの契約は、当事者の一方の都合で、通知によりいつでも解約することができます。ただし、お客さまからの解約の場合は、当行所定の方法により手続きください。

#### 2. 解約の通知

当行の都合により本サービスを解約する場合は、届出の住所に解約の通知を行います。その場合に、その通知が住所変更等の事由によりお客さまに到達しなかったときは、通常到達すべきときに到達したものとみなします。

#### 3. IBサービスの終了による制限

解約その他の事由によりIBサービスのすべてが終了した場合、本サービスの全部または一部の利用が制限されることがあります。

#### 4. 代表口座の解約による制限

代表口座が解約された場合、本サービスの全部または一部の利用が制限されることがあります。

#### 5. 強制解約

- (1) お客さまが次の各号のいずれかに該当したときは、当行はいつでも、お客さまに事前に通知することなく本サービスを解約することができます。
  - ① 相続の開始があったとき
  - ② 支払停止、破産等の申し立てがあったとき
  - ③ 手形交換所の取引停止処分を受けたとき

- ④ お客さまが住所変更等の届出を怠る等お客さまの責に帰すべき事由によって、当行においてお客さまの所在が不明となったとき
  - ⑤ お客さまが本規定に違反した場合等、当行が解約を必要とする相当の事由が生じたとき
  - ⑥ 1年以上にわたり本サービスのご利用がないとき
- (2) 本サービスは次の各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、次の各号の一にでも該当し、お客さまとの取引を継続することが不適切である場合には、当行は本サービスの利用を停止し、またはお客さまに通知することにより、本サービスを解約できるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
- ① お客さまが代表口座あるいはサービスご利用口座申込時に行った表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
  - ② お客さまが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」といいます）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
    - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
    - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
    - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
    - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
    - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
  - ③ お客さまが、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
    - A. 暴力的な要求行為
    - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
    - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
    - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
    - E. その他AからDに準ずる行為

#### 第15条 規定の準用

本規定に定めのない事項については、関係する個人IB規定、当行の各種預金規定、インターネット投資信託規定、カード規定、ローン規定、振込規定、口座振替規定など各規定の定めにより取扱います。本規定と他の規定の定めが異なる場合は本規定が優先します。

#### 第16条 規定の変更

1. 本規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
2. 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

#### 第17条 本アプリの権利帰属・利用範囲等

1. 本アプリの著作権その他の知的財産権は、当行または正当な権利を有する第三者に帰属します。
2. お客さまは、個人で利用する目的のため、かつ本サービスの利用に限り、本アプリを利用することができます。本サービスに基づくお客さまの権利および預金等の譲渡・質入れ等はできません。
3. 当行は、お客さまによる本アプリのプログラムおよび本アプリに付帯する情報の転載・複製・転送・改変・リバースエンジニアリングまたはこれらに類する行為を禁止します。

#### 第18条 海外からのご利用

海外からの本サービスのご利用については、その国の法律・制度・通信事情・スマートフォン等の仕様・その他の事由により、本サービスの全部または一部のサービスをご利用できない場合がありますのでご遠慮ください。また、海外からの本サービスのご利用によって生じた損害について当行は責任を負いません。

#### 第19条 契約期間

本契約の当初契約期間は申込日から起算して1年間とし、お客さま、または当行から特に申し出のない限り契約期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

## 第20条 準拠法・合意管轄

本規定の準拠法は日本法とします。本規定に基づく取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当行本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

以 上